

には最低5ppmのDOが必要とされている。

SS(浮遊物質) 粒径二ミリ以下で水に溶けないで浮遊している物質で魚介類に付着したり、川底に沈積して流れを悪くしたり腐敗したりする。

ORP(酸化還元電位) 酸化反応生成物の存在を示す。

#### 4 災害・救済

##### 一五〇七〔昭和二年水害復旧工事〕

議案第四十五号

災害復旧工事施行の件

昭和二十二年九月十五・十六日の水害により左記箇所(橋梁)流失したから之が復旧工事を施行するものとする。

昭和二十二年十月十日提出同日議決

矢吹町長 仲 西 正 次

記

一 矢吹町大字大和久字行人田地内

雷 神 橋

〔町有 昭22「矢吹町会議録」抜粋〕

##### 五〇八〔昭和二三年大和久村大火状況と罹災者救済〕

発 火 昭和二十三年五月二十五日午後十一時三十分

火 元 (放火に依る)

類 焼 戸 数 十三戸

世 帯 主 十八戸

罹 災 人 員 約一二〇人

損 害 見 積 約二百八十万円

出 場 人 員 約五〇〇人

出 動 ポ ン プ 数 十五台

応 援 消 防 団 名 三神、川崎、信夫、滑津、吉子川、関平、中畑、

小田川、白河、須賀川、鏡石、広戸

議案第二十六号

大和久大火罹災者救済の件

昭和二十三年五月二十五日日本町大字大和久地内に発生した大火に依り多数の罹災者発生したので救済するものとする

昭和二十三年五月二十六日提出同日議決

矢吹町長 仲 西 正 次

決定事項

一、見舞金贈呈 一戸につき金千円十九戸分 一万九千円

二、食料、肥料、衣料、建築資材の配給に付万全を期する様手配すること

〔町有 昭23「矢吹町会議録」抜粋〕

五〇九〔昭和二十八年冷害被害状況〕

昭和二十八年年度産米地方別、町村別被害状況調（抜粋）

	作付面積 (反)	収穫量 (石)	減収量 (石)	減収率 (%)
中 畑 村	三、〇九四	三、〇七五	二、六八四	八六・五
三 神 村	三、〇九四	三、四三三	三、〇四五	六〇・六
矢 吹 町	一、四三三	一、三五一	一、二九六	八九・九

〔昭31・3刊「昭和二十八年冷害凶作誌」福島県 抜粋〕

五一〇〔昭和二十九年三神村冷害対策土木事業〕

議案第二十四号

救農土木事業施行について

本年度冷害対策救農土木事業として本村において左記の事業を施行するものとする

記

一、三神村大字三城目字上町地内用水路改修工事

総工事費 金八十四万円也

二、同 字根岸地内用水路改修工事

総工事費 金二十六万円也

三、同 字上町地内農道改修工事

総工事費 金七万九千円也

四、同 字北ノ内地内農道改修工事

総工事費 金六万九千円也

五、同 字西原地内農道改修工事

総工事費 金九万三千円也

六、三神村大字須乗字上の田地内農道改修工事

総工事費 金二十二万九千円也

七、同 大字堤字館の越地内農道改修工事

総工事費 金参十八万円也

八、同 大字神田字辰町地内用水路改修工事

総工事費 金二十二万円也

九、同 大字中野目字塚原地内溜池改修工事

総工事費 金十八万円也

十、同 大字明新字小屋敷地内農道改修工事

総工事費 金四十万円也

総工費合計 金二百七十五万円也

内訳〔補助金 一百二十五万円也  
地元負担金 一百五十万円也

昭和二十九年二月二十日提出

三神村長 渡 辺 欣 吾

〔町有 昭29「三神村会議録」抜粋〕

五一一〔昭和三十三年三城目大火〕

三城目部落火災による罹災救助の件

十二月十五日夜半大字三城目字下町一帯の火災に対し左記の罹災者に救助対策を講ずるものにする。

昭和三十三年十二月十六日提出議決

矢吹町長 野木忠房

(注) 別表 罹災世帯一八 罹災者一一一 住宅二〇 非住宅一九、三城目は昭三七・四・二にも住宅六、非住宅九を焼失している。

〔町有 昭33「矢吹町急施会議録」抜粋〕

五二二〔昭和三十六年台風六号被害状況〕

水害状況速報 一九六一、六、二八 AM一〇現在

水稲

	矢吹	中畑	三神	計	備	考
冠水	(五)六町	(〇)二六町	(七)二三町	(一二)四五町		
流失	一	二	三	六		
埋没	二	一	一	四		
					二四時間以上冠水予想のもの	

冠水は平均二〇～三〇%減収予想

二十四時間以上冠水すれば四〇～五〇%減収予想

流失は開田地が多い(植えたばかりのもの)

埋没は開田地から流された泥土、砂利等によるもので被害も

とも多い。

畑

	矢吹	中畑	三神	計	備	考
浸水	(三)町	(三)町	(四)町	(一〇)町	馬鈴薯	
冠水	二	三	三	六	そ菜・その他	
流失	七	六	七	二〇	なたね	
〃	一	一	一	三	大麦	

馬鈴薯の被害もつとも大きい

	矢吹	中畑	三神	計	備	考
水路	ケ所	ケ所	ケ所	ケ所	推定(延長500m)	
農道	六	八	二〇	二四	〃(〃)二〇〇m)	

推定被害金額

水稲七〇二千元 大小麦六〇千元 なたね二八千元 豆類二

千元 甘藷六四千元 馬鈴薯四九六千元 飼料作物二四千元

そ菜二三八千元 特用作物五〇千元 計一八二四千元

水路一m五〇〇〇円と見て二、五〇〇、〇〇〇円

農道一m一〇〇〇円と見て二四〇、〇〇〇円

合計四、五六四、〇〇〇円

水稲冠水したのは白葉枯病黄化萎縮病等に罹り易いので水がひいたら早急に水銀製剤を散布するを要する。

〔町有 昭36「矢吹町会議録」抜粋〕

五二三〔昭和三十六年台風六号被害のため国県税についての意見書〕

集中豪雨による国県税の賦課について

上記事件について別紙のとおり意見書を提出するものとする

昭和三十六年十月九日提出

提出者 矢吹町議会議員 井戸沼 俊 穎

意見書

さきに当地方を襲来した集中豪雨はその被害は誠に甚大であります。本町に於いては殊に畑作地帯が多く菜種大小麦は勿論皆無の個所も多く泉川の氾濫により水田の被害も相当額に算えられます。その減収額は六月二十七日、二十八日と九月十日の集中豪雨と台風十六号の被害だけで六六、七二七・〇〇〇円にのぼっています。所得倍増とか農業近代化とか言われている昨今誠に皮弊困憊の状況であります。御承知の様に前回の集中豪雨は当地方に最もその被害が多く当町も共同防除に相当額の薬剤を配布し被害を最小限にとどめたものでありますが、到底人力の及ぶ処とならず水田の流失、畑作物の萌芽等によってその被害が上廻ったのであります。つきましてはこの被害を国県税賦課の中で被害農家の安定に御憐びんの情を賜り特段の御配慮を下さる様うお願いし茲に

法九十九条二項により意見書を提出するものであります。

昭和三十六年十月五日

矢吹町議会議員

〔町有 昭36「矢吹町会議録」抜粋〕

五二四〔昭和三十六年台風六号災害対策特別委員会設置〕

災害対策特別委員会設置について

去る六月二十七日以来の台風第六号による本町内の産業、土木、災害及び伝染病予防対策を早急に樹立するため次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

一、名 称 災害対策特別委員会

二、委員構成 十名

昭和三十六年六月二十九日

提出者 矢吹町議会議員 井戸沼 俊 穎

関 根 正 吾

斎 藤 久次郎

佐久間 伊佐三

鈴木 駒 藏

佐藤 英 吉

小針 清左エ門

柏村加十

内藤武雄

近藤正三

〔町有 昭36「矢吹町会議録」抜粋〕

## 五一五 〔昭和三十七年矢吹町防災会議条例〕

矢吹町防災会議条例制定の件

矢吹町防災会議条例を別紙のとおり制定するものとする。

昭和三十七年十二月十四日提出

矢吹町長 野木忠房

矢吹町防災会議条例

〔目的〕

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二二三号）第十六条第五項の規定に基づき、矢吹町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

〔所掌事務〕

第二条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 矢吹町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 矢吹町の地域に係る災害が発生した場合におい

て、当該災害に関する情報を収集すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（会長及び委員）

第三条 防災会議は、会長及び委員会をもって組織する。

二 会長は、町長をもって充てる。

三 会長は、会務を総理する。

四 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

五 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者。

(2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者。

(3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者。

(4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者。

(5) 教育長

(6) 消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者。

六 前項第一号、第二号、第三号、第四号及び第七号の

委員の定数は、それぞれ一人、一人、一人、一人及び四人とする。

七 第五項、第七項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

八 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第四 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

二 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

三 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第五 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にかつて定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

〔町有 昭37「矢吹町会議録」抜粋〕

五一六〔昭和三十七年災害対策本部条例〕

矢吹町災害対策本部条例

(目的)

第一 条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二二三号）第二十三条第六項の規定に基づき矢吹町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二 条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

二 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

三 災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部 班)

第三 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班をおくことができる。

二 班に属すべき災害対策本部長は、災害対策本部長が指名する。

三 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部長がこれに当る。

四 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第四 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必

要な事項は、対策本部長が定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

[町有 昭37「矢吹町会議録」抜粋]

## 5 社会福祉

### 五一七 [昭和二十七年 度三神村社会福祉関係報告]

社会

戦後わが国社会福祉事業は全く面目を一新し法制も逐次整備せられて参ったのであります。

即ち昨年十月には社会福祉事業の共通的基本事項を規定した社会福祉事業法が制定されこれに伴い福祉三法と称せられる生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法が改正されその適正な運営を図りつつ民間社会福祉事業につきましては地域社会の組織化運動が展開され本村においては民生委員を中心に社会福祉協議会の結成を致しそれに続いて未亡人会、日赤奉仕団、身体障害者福祉会、遺族会、児童福祉審議会等社会福祉団体の結成を致し、これ等福祉団体は三神村の福祉のため日夜努力精進を続けている。

### 生活保護事務

社会福祉の三大法律である生活保護法関係については前年に比しこの法の適用請求者が増加の傾向を辿っている。

昭和二十七年 度の保護状況は左の通りである。

月別	世帯数	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	合 計
四	二四	三、七、一八四	二六、〇四三	〇	六三、三二七
五	二四	四、〇、三三〇	四、五〇〇	〇	四八、八三〇
六	二五	四、三、三三〇	六、三、七四	〇	八八、九〇四
七	二七	四、五、〇二	六、六、四四	〇	五三、一二五
八	二七	四、五、〇二	六、六、四四	〇	五三、一二五
九	二七	四、三、六九七	六、三、五三六	〇	四九、〇五三
一〇	二七	四、三、六九七	六、三、五三六	〇	四九、〇五三
一一	二七	四、三、八一〇	六、四、七四	〇	五〇、三三四
一二	二七	四、九、九七四	六、四、七四	〇	五、五三八
一	二九	五、四、二五九	六、九、九七	〇	六、三三六
二	二八	五、四、九〇〇	六、八、八一	〇	六、一八六
三	二八	五、四、九〇〇	一、九、〇四三	〇	七、四〇三
計	三三〇	五、四、三三三	一〇八、九八六	四〇〇	六三、六八九

### 身体障害者福祉事務

身体障害者福祉制度については従来ともすれば不具をきにし社会の片隅で淋しく生活をして居る人々のために政府は身体障害者福祉法を施行身体障害者の更生を援助しその更生のために必要な保護を行い進展されて来ましたが本村の身体障害者の福祉につい